「奈良ニッセイエデンの園」重要事項説明書

(介護予防特定施設入居者生活介護サービス) (特定施設入居者生活介護サービス) (東京都消費生活条例による表示)

記入年月日	2025年10月1日					
記入者名	枡田 悦弘					
所属・職名	総園長					

1.	事業主体	ხ概	更•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		2
2.	有料老人	トポー	-ム	事	業 σ	肉椒	要	•		•	•	•		•		•	•			•	•	•	•	•	•	Ρ		2
3.	建物概要	₹• '		•				•		•	•	•		•	•	•	•				•	-	•	•	•	Р		3
4.	サービス	く内容	• 窄	•				•		-	•	•		•	•	•	•	•		•	•	-	•	•	•	Ρ		5
5.	職員体制	月•		•				•		•	•	•		•	•	•	•			•	•	-	•	•	•	Р	1	2
6.	利用料金	<u>.</u>		•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	Р	1	4
7.	入居者の)状》	兄 •	•			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	-	•	•	•	Р	1	8
8.	苦情・引	本故等	手に	関	する	る体	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	1	9
9.	入居希望	捏者へ	〜 の	事育	前 <i>0</i>)情	報	開	示	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ	2	0
10.	その他・																								•	Р	2	1

添付資料: 別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)

別添2 (個別選択による介護サービス一覧表)

「介護に関するサービス一覧表」

「重度化した場合における対応に係わる指針」

「入居一時金の算定根拠について」

1. 事業主体概要

種類	個人/法人						
	※法人の場合その種類	公益財団法人					
名称	(ふりがな) こうえきざいか	どんほうじんにっせいせいれいけんこうふくしざいだん					
	公益財団法	人ニッセイ聖隷健康福祉財団					
主たる事務所の所在地	- 5 3 0 - 0 0 2 7						
	大阪府大阪市北区堂山町	3番3号 日本生命梅田ビル4階					
連絡先	電話番号	06-6315-0243					
	FAX番号	06-6315-1175					
	ホームページアドレス	https://www.nissay-seirei.org/					
代表者	氏名	赤林 富二					
	職名	理事長					
設立年月日		1989年 7月 4日					
主な実施事業	高齢者に対する福祉サー	·ビス及び高齢者の健康・生きがいの増進に関する調					
	査研究。高齢者向けの保	健・福祉の総合的サービス事業。(疾病予防運動セン					
	ター、高齢者総合福祉センター、在宅介護サービスセンター、診療所、介護						
	老人保健施設、訪問看護	ステーション、ケアプランセンター)					
	※別添1(奈良県内で実	施する他の介護サービス一覧表)					

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) _{うえるえいじんぐぷらざ} ならにっせいえでんのその ウェル・エイジング・プラザ 奈良ニッセイエデンの園						
所在地	T 636-0071						
	奈良県北葛城郡河合町	高塚台1丁目8番地1号					
主な利用交通手段	最寄駅 JR関西	百本線 王寺駅					
	交通手段と ○JR王	寺駅から約3km					
	所要時間 - 奈良交通	通バス利用の場合:南口2番5系統「高塚台1丁目」					
	下車 15	50m【所要時間約 15 分(バス約 12 分・徒歩約 3 分)】					
	-タクシー	-利用の場合:【所要時間約 10 分】					
	OJR王╡	F駅までの移動(JR関西本線大和路快速利用の場合)					
	- 大阪駅か	いら約35分-天王寺駅から約17分-奈良駅から約15分					
連絡先	電話番号	0745-33-2100					
	FAX 番号	0745-33-2101					
	ホームページアドレス	https://www.nissay-seirei.org/nara/					
管理者	氏名	枡田 悦弘					
	職名	総園長					
建物	の竣工日	1992年 3月 3日					
有料老人ホー	ーム事業の開始日	1992年 4月 7日					

(類型)【表示事項】

1 介護伝	ナ (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)						
2 介護付	(外部サービス利用型特定施調	没入居者生活介護を提供する場合)					
3 住宅型	<u> </u>						
4 健康型	Ī						
1又は2	介護保険事業者番号	○特定施設入居者生活介護事業所					
に該当す		奈良県指定第2973400118号					
る場合		○介護予防特定施設入居者生活介護事業所					
		奈良県指定第2973400118号					
	指定した自治体名	奈良県					
	事業所の指定日						
	()内は介護予防特定施設	2000年3月31日(2006年4月1日)					
	指定の更新日 (直近)	2000年2月21日(2000年2月21日)					
	()内は介護予防特定施設	2020年3月31日(2020年3月31日)					

3. 建物概要

	Dr								
土地	敷地面積	$37, 231. 53 \mathrm{m}^2$							
		(敷地面積には、同一敷地内で運営する他の事業の占有地を含みます)							
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地							
		2 事業者が賃借する土地							
		抵当権の有無 1 あり 2 なし							
		契約期間 1 あり (年月日~年月日)							
		2 なし							
		契約の自動更新 1 あり 2 なし							
建物	延床面積	全体 45,107.28㎡(地下1階 地上5階建)							
		うち、老人ホーム部分 35,681.22㎡							
	耐火構造	1 耐火建築物 2 準耐火建築物 3 その他()							
	構造	1 鉄筋コンクリート造 2 鉄骨造 3 木造 4 その他()							
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物							
		2 事業者が賃借する建物							
		抵当権の設定 1 あり 2 なし							
		契約期間 1 あり (年月日~年月日)							
		2 なし							
		契約の自動更新 1 あり 2 なし							
居室の状況		1 全室個室							
	居室区分	2 相部屋あり							
	【表示事項】	最少							
		最大 人部屋							

		礌	所	浴	;	面積	戸数	定員	区分※		
		便	7 1 1年3		£.	川 作	室数	(人)	区方"		
I.	A タイプ	有/	/無	有/	無	32. 78 m²	3 9	1~2	一般居室個室		
F	B1タイプ	有/	/無 有/		/無 有/		無	41. 06 m²	5 5	1~2	IJ
Ι	B2タイプ	有	/無	有/	無	43. 92 m²	1 6	1~2	IJ		
(C1タイプ	有	/無	有/	無	49. 37 m²	4 0	1~2	IJ		
(C2タイプ	有/	/無	有/	無	48. 37 m²	2 0	1~2	IJ		
(C3タイプ	有/	/無	有/	無	48. 41 m ²	3 0	1~2	IJ		
I	D1タイプ	有	/無	有/	無	56. 55 m²	6 7	1~2	IJ		
I	D2タイプ	有	/無	有/	無	60. 54 m ²	1 3	1~2	IJ		
I	D3タイプ	有/	/無	有/	無	56. 38 m²	1 7	1~2	IJ		
I	E タイプ	有/	/無	有/	無	67. 87 m ²	4 8	1~2	IJ		
I	F タイプ	有/	/無	有/	無	70.11 m ²	1 7	1~2	IJ		
3	タイプ 1	有	/無	有/	無	23. 72~28. 34 m ²	4 7	1	介護居室個室		
3	タイプ 2	有	/無	有/	無	42.86 m²	3	1~2	介護居室個室		
2	タイプ 3	有/	/無	有/	無	20.79~21.64 m ²	9	1	一時介護室個室		
※「一般居室値	固室」「一般居	室相音	『屋」	介護居	室 個 室	区」「介護居室相部屋		寺介護	室」の別を記人。 		
	共用便所にお	ける	1	1ヶ所	うち	男女別の対応が可能	な便房	î Î	4ヶ所		
但	更房					車椅子等の対応が可	房	7ヶ所			
Ţ	共用浴室			7ヶ所	個室				5ヶ所		
						場(男女別)			2ヶ所		
						アー浴			3ヶ所		
	共用浴室にお	ける		5ヶ所	リフ			0ヶ所			
 3	介護浴槽					レッチャー浴		2ヶ所 0ヶ所			
<u> </u>					l .	他 ()					
	食堂			あり	2						
	入居者や家族	·	1	あり	2	なし					
l 月	用できる調理調	没備									
2	エレベーター		1	あり (国	車椅子	対応)					
			2	あり(ストレ	ッチャー対応)					
			3	あり (」	上記1	・2に該当しない)					
			4	なし							
消防用設備	肖火器		1	あり	2	なし					
等	自動火災報知記	没備	1	あり	2	なし					
J.											
	火災通報設備		1	あり	2	なし					
		_	1	ありあり	2	<u> </u>					
	火災通報設備	_	H			なし					

緊急通報	(緊急通報装置等の設置状況)
装置	・一般居室には、緊急通話通報装置(室内・浴室・トイレ)及び生活リズムセンサー
	(玄関錠等)を設置。介護居室には緊急通話通報装置を設置。
	・大食堂・大浴場・共用トイレ・大ホール・AV シアター・集会室・アトリエ 1、2 に
	緊急通話通報装置。
	・エレベーター内にインターホンを設置。
その他	(共用施設の設備状況)
	・プレイルーム、集会室、多目的室、フィジオスタジオ、デイサロン、音楽室、図書コー
	ナー、大ホール、AV シアター、アトリエ、ゲートボール場、園長応接室(健康相談室
	を兼ねています)、デイケアルーム(機能訓練にも使用)、応接室、プライベートダイニ
	ング、ゲストルーム、コインランドリー、トランクルーム、駐車場、喫茶ラウンジ等
	※下線の施設の利用は、別途料金が必要です。
	※共用施設の一部は、「ふるさと21健康長寿のまちづくり事業」の一環として、地域
	住民にもご利用いただいています。
	※共用施設で、入居者が主体となって行うサークル活動には一部地域住民も参加して
	います。

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	【施設理念】
	私たちは、ひとりひとりを尊重し、「健康」・「生きがい」・「安心」
	を支援し続けます。
	【行動指針】
	1. 私たちは、ひとりひとりのいのちと尊厳を守ります。
	2. 私たちは、最高のサービスを提供するために最善をつくしま
	す。
	3. 私たちは、地域との絆を育み、地域社会に貢献します。
サービスの提供内容に	○当園は、「ふるさと21健康長寿のまちづくり事業(通称:WA
関する特色	C事業)」の一環で行う有料老人ホームです。
	○WAC事業とは、地域で暮らす高齢者が健康で安心し、生きがい
	を持って暮らせるまちづくりをめざして、地域全体に社会福祉
	サービスを提供するために、健康・福祉施設を総合的に整備する
	事業です。「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促
	進に関する法律」に基づくものです。
	○ニッセイ聖隷健康福祉財団の行う以下の4つの事業を総合し
	て、厚生労働省よりWAC事業の認定を受けております。
	①疾病予防運動センター「ウェルネスクラブ ニッセイ・ア
	ーク西大和」(付設の診療所「ニッセイ聖隷クリニック」)
	②高齢者総合福祉センター「ふれあいプラザ」
	③在宅介護サービスセンター「ニッセイせいれい在宅介護
	サービスセンターベル西大和店」
	④有料老人ホーム「奈良ニッセイエデンの園」

入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	1 自ら実施 2 委託 3 なし
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	I 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容)			
特定施設入居者生活介護の加	- 1 1 46 L 4- 1- 15 1 - 15 1 - 15 1	(I)	1 あり 2 なし
算の対象となるサービスの体	入居継続支援加算	(II)	1 あり 2 なし
制の有無	生活機能向上連携加	(I)	1 あり 2 なし
	算	(II)	1 あり 2 なし
		(I)	1 あり 2 なし
	個別機能訓練加算	(II)	1 あり 2 なし
	ADI 644 + 555 + 1155	(I)	1 あり 2 なし
	ADL 維持等加算	(II)	1 あり 2 なし
	左 眼毛进	(I)	1 あり 2 なし
	夜間看護体制加算	(II)	1 あり 2 なし
	若年性認知症入居者受	受入加算	1 あり 2 なし
	協力医療機関連携	(I)	1 あり 2 なし
	加算	(II)	1 あり 2 なし
	口腔・栄養スクリーニ	 ニング加算	<u> </u>
	科学的介護推進体制力	川算	1 あり 2 なし
	退院・退所時連携加算	· 章	1 あり 2 なし
	退居時情報提供加算		1 あり 2 なし
	看取り介護加算	(I)	1 あり 2 なし
	有取り升護加昇	(II)	1 あり 2 なし
	認知症専門ケア加	(I)	1 あり 2 なし
	算	(Ⅱ)	1 あり 2 なし
	高齢者施設等感染	(I)	1 あり 2 なし
	対策向上加算	(II)	1 あり 2 なし
	新興感染症等施設療	養費	1 あり 2 なし
	生産性向上推進体	(I)	1 あり 2 なし
	制加算	(II)	1 あり 2 なし
	サービス提供体制	(I)	1 あり 2 なし
	強化加算	(II)	1 あり 2 なし
		(III)	1 あり 2 なし
	介護職員等処遇改	(1)	1 あり 2 なし
	善加算	(II)	1 あり 2 なし
		(Ⅲ)	1 あり 2 なし

		(IV)	1 あり 2 なし
		(V) (1)	1 あり 2 なし
		(V) (2)	1 あり 2 なし
		(V) (3)	1 あり 2 なし
		(V) (4)	1 あり 2 なし
		(V) (5)	1 あり 2 なし
		(V) (6)	1 あり 2 なし
		(V) (7)	1 あり 2 なし
		(V) (8)	1 あり 2 なし
		(V) (9)	1 あり 2 なし
		(V) (10)	1 あり 2 なし
		(V) (11)	1 あり 2 なし
		(V) (12)	1 あり 2 なし
		(V) (13)	1 あり 2 なし
		(V) (14)	1 あり 2 なし
人員配置が手厚い介護サービ	1 あり	(介護・看	護職員の配置率 2:1以上
スの実施の有無	2 なし	1	

(医療連携の内容)

(区別圧15の円子)		
医療支援	1 救急車の	の手配 ② 入退院の付き添い
	3 通院介則	カ 4 その他(入院中の病院訪問)
協力医療機関	名称	ニッセイ聖隷クリニック
	住所	同一法人経営・同一建物内
	診療科目等	内科、循環器内科、脳神経外科、神経内科、整形外科、皮膚科、 心療内科、精神科 入院病床 19床
	協力内容	・入居者に対し年2回の定期健康診査・年10回の簡易健康診査、健康相談等を実施。(費用は健康管理金に含まれます。) ・傷病により治療が必要な場合は、保険診療が適用されます。 その場合の自己負担金及び保険適用外のものについては入居者の負担となります。 ・入居者が専門的な治療を必要とする場合は、ニッセイ聖隷クリニックの医師より指定病院、その他の医療機関を紹介します。 ※「指定病院」とは、園の介護基準に則った「通院の介助」「入退院時の送迎」、「入院中の病院訪問」の各サービスの対象となる下記の医療機関です。 ー「奈良県西和医療センター」「奈良県立医科大学附属病院」 ※なおニッセイ聖隷クリニックから紹介された奈良県内の病院・診療所(「紹介医療機関」と呼称)については、指定病院同様、上記介護サービスの対象となります。

新興感染症発生	時に	1 あり				
連携する医療機	連携する医療機関		医療機関の名称 ニッセイ聖隷クリニック			
			医療機関の住所 奈良県北葛城郡河合町高塚台1-8-1			
		2 なし				
協力歯科	1	名称	河合町歯科医師会 吉村歯科医院			
医療機関		住所	奈良県北葛城郡河合町池部2-1-9 (ホームから1.7km)			
		協力内容	① 訪問歯科診療 ② 歯科医師、歯科衛生士による口腔ケア			
	2	名称	河合町歯科医師会 竹田歯科			
		住所	奈良県北葛城郡河合町大字薬井477 (ホームから1.9km)			
		協力内容	上記と同じ			
	3	名称	河合町歯科医師会 小野歯科医院			
		住所	奈良県北葛城郡河合町広瀬台3-3-7 (ホームから1.0km)			
		協力内容	上記と同じ			

(入居後に居室を住み替える場合)

「八石灰に石土と丘が日んる						
入居後に居室を住み替える	1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合					
場合【一時介護室の利用】	3 その他()					
判断基準の内容	・病状の回復により医療機関を退院したが、居室での生活に復帰する					
	にはある程度の期間を要する場合。					
	・加齢による体力低下等により、生活家事一般の援助以外に、身体的な					
	介護を一時的に必要とするようになった場合。					
	・介護居室への住み替えを決定するために、一時的利用を必要とする					
	場合。					
	・2人入居のうち、1人が加齢による体力低下あるいは認知症になっ					
	て、介護を日常的に必要とするようになった場合。					
	※一時介護室(静養室)が満室の場合は、介護居室を利用する運用を					
	行います。					
	※一時介護室(静養室)で介護を行う場合、入園金(注)、月額利用料、					
	介護保険に係る利用料以外の追加の費用負担は必要ありません。但					
	し、おむつ代など消耗品等の実費は自己負担です。					
	(注)「入居一時金」「介護金」「健康管理金」の合計を「入園金」と					
	呼称します。					
手続きの内容	医師等の意見を聴き、本人の意向を確認し、かつ身元引受人の意見を聴					
	いたうえで行います。					
追加的費用の有無	1 あり 2 なし					
居室利用権の取扱い	共用施設の利用であり、居室の利用権は存続します。					
前払金償却の調整の有無	1 あり 2 なし					
従前の居室 面積の増減	1 あり 2 なし					
との仕様の 便所の変更	1 あり 2 なし					
変更 浴室の変更	1 あり 2 なし					
	8					

洗面所の変	更 1	あり	2	なし
台所の変更	$\overline{1}$	あり	2	なし
その他の変	更 1	あり		(変更内容) 室内全体の仕様が異なる。
	2	なし		

7 民後に民	室を住み替える	1 一時介護室へ移る場合 2 介護居室へ移る場合				
	宝宝住み替える	3 その他()				
判断基準の対象	· · · · · · · -	・加齢による体力低下等により、生活家事一般の援助以外に、身体的な				
1 日的 金牛ッパ	14	介護を日常的に必要とするようになった場合。				
		・認知症になって、介護を日常的に必要とするようになった場合。				
		・ 応 に に に に に に に				
		専門的入院治療が必要であったりする場合を除く)				
		※1人入居、又は2人入居で2人とも介護が日常的に必要となった場				
		合は、一般居室から介護居室に住み替えていただきます。				
		※介護居室に住み替えた場合、基本的に一般居室に比して居室の専用				
		面積が減少します。居室専用面積減少時、入居後15年(注)未満で				
		住み替えた場合、入園金の精算(返還)を行います。(精算方法は「入				
		居契約書」を参照下さい。)一定期間を超過して住み替えた場合、精 				
		算は行いません。				
		(注)2012年3月31日までのご契約は10年、但し、「80歳以上年				
		齢別入園金プラン」は5年が対象期間となります。 なお、「80歳				
		以上年齢別入園金プラン」は、2009年9月末日をもって収束し				
		ております。				
手続きの内容	容	・医師等の意見を聴き、本人の意向を確認し、かつ身元引受人の意見を				
		聴いたうえで行い、本人及び身元引受人の同意を得て住み替えを決				
		定します。				
		※なお介護居室への住み替え時には、一時介護室(静養室)において				
		一定期間(通常6ヶ月以内を目安とします)の経過を見た上で適否				
		について判断します。				
追加的費用0	の有無	1 あり 2 なし				
居室利用権の	の取扱い	住替えに伴い、一般居室の利用権は消滅し、新たに介護居室の利用権が				
		生じます。				
前払金償却の	の調整の有無	1 あり 2 なし				
従前の居室	面積の増減	1 あり 2 なし				
との仕様の	便所の変更	1 あり 2 なし				
変更	浴室の変更	1 あり 2 なし				
	洗面所の変更	1 あり 2 なし				
	台所の変更	1 あり 2 なし				
	その他の変更	1 あり (変更内容)室内全体の仕様が異なる。				
		2 なし				
	1					

(入居に関する要件)

入	居対象となる者	自立してい	る者	1	あり	2	なし
ľ	表示事項】	要支援の者	•	1	あり	2	なし
		要介護の者	1	1	あり	2	なし
留	意事項						
	入居の条件	 ○契約時の年齢が満65歳以上の方。 ○原則として、入居の際にご自身で身の回りのことができる健康な方。 ○お二人で入居される場合は、お二人の関係がご夫婦または3親等以内の血族または1親等以内の姻族であること(3人以上の入居は認められません)。 ○健康保険・介護保険に加入されている方。 ※申込前の事前審査の結果、ご入居いただけない場合もございます。 					
	入居申込金· 支払方法等	○入居申込金として、申込時に10万円を銀行振込にてお支払いいただきます。 ○原則として、申込から1ヶ月以内にご契約いただきます。 ○入居開始日(鍵引渡日)は、原則として契約締結日から1ヶ月以内で設定いただきます。 ※申込金は入園金へ充当します。申込金(10万円)を差し引いた残金は、原則として入居開始日(鍵引渡日)の日までに銀行振込にてお支払いいただきます。 ※契約書に定める入居開始日(鍵引渡日)前の申込取消、解約の場合には申込金を返還します。また、その他に既払金がある場合も全額を無利息で返還します。(ただし、特別の改修費用等の実費をやむを得ない範囲で請求することがあります。)					
	身元引受人等 の条件・義務等	○身元引受人、返還金受取人、連帯保証人を各1人定めていただきます。 (三者を同一人とすることもできます。)身元引受人は入居者の親族を原則 とします。 ○身元引受人は、入居契約が解約された時には入居者を引き取ることになり ます。 連帯保証人は、入居者の費用の支払等については連帯して責任を負います。 連帯保証の極度額は3,000,000円とします。(管理費、食費等の6ヶ 月分及び居室の原状回復費用等)					
契	約の終了の内容	○入居者が逝去した場合(2人の場合はどちらも逝去した場合)○入居者から解約が行われた場合○財団が下記の解除条項に基づき契約解除した場合					
・財団は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、か本契約における財団と入居者の信頼関係を著しく害る場合は、入居者に対し、90日の予告期間をおい除することができるものとします。 ① 入居申込書に虚偽の事項を記載する等、不正手段したとき。 ② 建物、附属設備及び敷地を故意又は重大な過失に破損又は滅失したとき。				著しく害するものであ 間をおいて本契約を解 不正手段により入居			
	③ 入居者の行動が、他の入居者又は役職員の生活又は健康に重					の生活又は健康に重大	

		な影響を及ぼすおそれがあり、かつ有料老人ホームにおける 通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができ ないとき。 ただし、入居者の行動が特定の病因等に基づくものである と園の指定する医師によって診断され、入居者が医療機関に おいて通院、入院による治療を受けている場合はこの限り ではない。 ④ 管理費、その他の費用の支払いを怠り、滞納額が3ヶ月分に 達したとき。 ⑤ 入居者又はその家族・身元引受人・連帯保証人等による、他の 入居者、役職員に対するハラスメントにより、入居者との信頼 関係が著しく害され、事業の継続に重大な支障が及んだとき。 ⑥ その他、入居契約書に基づく禁止事項、協議事項等につき 契約内容に違反したとき。 ・財団は、入居者又は身元引受人等が次の各号のいずれかに該当する 場合は、催告することなく契約を解除することができるものとしま す。 ① 入居契約書第51条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確 約に反する事実が判明したとき。 ② 入居契約締結後に反社会的勢力に該当したとき。				
		③ 入居契約書第52条(反社会的勢力に関する禁止行為)の各号				
		に掲げる行為を行ったとき。				
	解約予告 期間	90日				
		30日				
入居者からの解約予	告期間	※30日以上の予告期間をもって財団が定める解約届を財団に届け出るものとし、予告期間満了をもって、本契約は解約されます。 ただし、入居から3ヶ月以内の短期解約の申し入れの場合は、 予告期間は不要です。				
体験入居の内容	1 あり					
		12日の日程で、園内ゲストルームにて体験入居が可能。				
		1 人当たり] 宿泊代 4,950 円(税込)				
	食事代(夕·朝食 2,337 円(税込)) ※食事代は喫食の提合に微収					
	※食事代は喫食の場合に徴収2 なし					
入居定員	598人					
その他	・入居者が	1人の場合(当初2人入居が1人入居となった場合を含む)契約締				
	結日から 10 年以内であれば、1 回限り契約当事者を追加できますが、従前の					
	入居者が介護認定を受けていないことが条件となります。					
	・追加入居者の年齢は、当初入居契約時点において、入居制限年齢(65歳)以					
	上であることが必要となります。					

5. 職員体制【2025年7月1日現在】

(職種別の職員数)

		職員数(実人数)			
					常勤換算人数**
		合 計	常勤	非常勤	
管理	里者	1	1	_	0.62
生剂	舌相談員	3	3	_	2.1
直拉	接処遇職員	8 3	5 9	2 4	68.42
	介護職員	7 9	5 6	2 3	65.42 (うち、自立者対応2.50)
	看護職員	4	3	1	3
機能	 能訓練指導員	4	4	-	3.4
計画	 画作成担当者	7	7	_	2. 71
栄	美 士	2	2	-	1. 5
調理	理員	_	-	_	-(食事サービスは外部業者に委託)
事務	 务員	3 3	2 4	9	27.73
その他職員		-	-	_	- (夜間警備・清掃は外部業者に委託)
1 ù	周間のうち、常勤の 征	産業者が勤務す へ	き時間数		37.5時間

[※] 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

(資格を有している介護職員の人数)

	合 計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	5	5	-
介護福祉士	5 7	5 0	7
実務者研修の修了者	2	1	1
初任者研修の修了者	6	2	4
介護支援専門員	1 5	1 5	-

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合 計				
		常勤	非常勤		
看護師又は准看護師	_	_	-		
理学療法士	2	2	-		
作業療法士	2	2	-		
言語聴覚士	_	_	-		
柔道整復士	_	_	_		
あん摩マッサージ指圧師	_	_	-		

はり師	_	-	-
きゅう師	_	ı	-

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間(16時30分~9時30分)					
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)			
看護職員	-	-			
介護職員	3	2			

[※]緊急通話通報装置からの知らせに速やかに対応するため、協力医療機関ニッセイ聖隷クリニックでは 医師・看護師が夜間も常駐。

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の	契約上の職員配置比率**	a 1.5:1以上	b 2:1以上	
利用者に対する看護・介護職	【表示事項】	c 2.5:1以上	d 3:1以上	
員の割合(一般型特定施設以	実際の配置比率			
外の場合、本欄は省略可能)	(記入日時点での利用者数:常勤換算職員数) 1.2:1			
※広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択				

(職員の状況)

(1)272	77(7)										
	他の職務			兼務		1	あり		2なし	,	
hala area la		業務に	係る 1 あり			•	_				
管理者	Ī	資格等		資格	各等の名	称					
				2 7	こし	l					
		看護	職員	介護	職員	生活村	目談員	機能訓絲	東指導員	計画作品	 找担当者
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度	前年度1年間の採用者数		ı	2	5	ı	ı	ı	-	ı	ı
前年度	前年度1年間の退職者数		ı	-	2	1	ı	ı	_	ı	ı
数業に発	1年未満	-	ı	2	4	1	1	1	-	1	1
数に応じた職業務に従事し	1年以上3年未満	-	ı	5	3	1	1	1	-	1	1
	3年以上5年未満	_	ı	7	4	1	1	ı	_	1	1
の経	5年以上10年未満	-	ı	9	4	1	ı	ı	-	1	ı
人 験 年	10年以上	3	1	3 3	8	2	_	4	_	6	
従業者	一の健康診断の実施が		1 \$	りり	2 なし	/					

6. 利用料金【表示有効期限: 2026年7月31日】

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式				
	1 全額前払い方式				
和田と人の土井、土土	2 一部前払い・一部月払い方式				
利用料金の支払い方式 【表示事項】	3 月払い方式				
	4 選択方式1 全額前払い方式※該当する方式を全て選択2 一部前払い・一部月払い方式3 月払い方式				
年齢に応じた金額設定	1 あり 2 なし				
要介護状態に応じた金額設定	1 あり 2 なし				
入院等による不在時における	1 減額なし 2 日割り計算で減額				
利用料金(月払い)の取扱い	3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額				
利用料金 条件	人件費及び施設の維持運営経費等の状況を勘案します。				
の改定手続き	運営連絡会等の意見を聴取のうえ、改定を行います。				

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

(税込)

					Е	3 1 タイ	゚゚プ		D	1タイ	゚゚プ
入居者の状況		状況	要介護度	自立			自立				
年齢		(3 5 歳	 成以上−	一人入居	6	5歳」	以上二	二人入居		
居	室の状	:況	床面積			4 1	. 0 6 m²			5 6	. 5 5 m²
			便所	1	有	2	無	1	有	2	無
			浴室	1	有	2	無	1	有	2	無
			台所	1	有	2	無	1	有	2	無
入	居時点	で必要	前払金 (入園金)			3,4	40万円		5	5, 7	40万円
な	費用		敷金				0円				0 円
月	額費用	の合計			約1	61,	000円)	約28	30,	000円
	家賃						0円				0 円
		特定施設	と 入居者生活介護の費用				0円				0 円
	サ		食費※①			86,	580円		1 7	73,	160円
	ピ		管理費			61,	160円		8	88,	165円
	ビス費用 開用	介護費用	-			0円				0円	
		光熱水費	実	費			実費	,			
			その他※③	実	費			実費	<u>,</u>		

- ※①3 食 30 日喫食の場合の費用【2,886 円/日(朝 724 円・昼 783 円、夜 1,379 円)】。 食数に応じて徴収。
- ※②2有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。)をいう。
- ※③電話料、給湯料等

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	なし
敷金	なし
介護費用	※月額利用料としてお支払いいただく介護費用はございません。
	(介護保険サービスの自己負担額を除く)
管理費	・事務管理部門の人件費及び諸経費、次のサービス提供の為の人件費及
	び諸経費[要介護者等以外に対する生活支援サービス、フロントサービ
	ス、催事・行事及びレクリエーションの企画、送迎車両の運行サービス]、
	共用施設の維持管理の為の諸経費
食費	食数に応じて徴収します。※大食堂をご利用の場合
	2,886円(税込)/日
	(1 人あたり税込で朝 724 円・昼 783 円、夜 1,379 円)
	・朝食は C 食(ライトメニュー)の場合、540 円になります。
	・行事食等の特別食は、メニューにより料金が異なります。
光熱水費	実費
利用者の個別的な選択に	別添2
よるサービス利用料	
その他のサービス利用料	*詳細は別添の「料金一覧表」をご参照ください。
	トランクルーム使用料 2,750 円/月 (税込)
	駐車場利用料 5,500 円/月(税込)
	ゲストルーム宿泊料大人1名1泊4,400円(税込)、
	小人1名1泊3,300円(税込)
	ゲストルーム休憩利用料1室1回2,200円(税込)
	コインランドリー利用料 1 回 150 円 (税込)
	乾燥機利用料 40 分 100 円(税込)

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠							
特	・所得に応じて介護保険給付の1割、2割、3割分を自己負担(消費税非課税)							
定施	区	分	介護給付費	30 日分の	30	日分の自己負担	分	
設		73	の単位	目安	1割負担	2割負担	3割負担	
入	要支	援1	183 単位/日	55,668 円	5,567円	11, 134 円	16, 701 円	
居	要支	援2	313 単位/日	95, 214 円	9,522円	19,043 円	28,565 円	
者	要介	`護1	542 単位/日	164,876 円	16, 488 円	32, 976 円	49, 463 円	
生	要介	`護2	609 単位/日	185, 257 円	18,526円	37,052 円	55, 578 円	
活	要介	`護3	679 単位/日	206, 551 円	20,656円	41,311円	61,966円	
介	要介	`護4	744 単位/日	226, 324 円	22,633 円	45, 265 円	67,898 円	
護	要介	`護5	813 単位/日	247, 314 円	24,732 円	49, 463 円	74, 195 円	

このほか、下記の加算について、同意によりご負担いただきます。※負担割合1割の場合

E A			30 日分の
区分	介護給付の単位	30 日分の目安	自己負担分※
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	405 円	41 円
ADL 維持等加算(I)(要介護のみ)	30 単位/月	304 円	31 円
ADL 維持等加算(Ⅱ)(要介護のみ)	60 単位/月	608 円	61 円
夜間看護体制加算(要介護のみ)	18 単位/日	5,475円	548 円
協力医療機関連携加算	100 単位/月	1,014円	102 円
個別機能訓練加算(I)	12 単位/日	3,650円	365 円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 単位/月	202 円	21 円
サービス提供体制強化加算(I)	22 単位/日	6,692 円	670 円
生産性向上推進体制加算	10 単位/月	101 円	11 円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100 単位/月	1,014円	102 円
高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10 単位/月	101 円	11 円
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位/回	202 円	21 円
口腔"木食ヘンソ"=-ンン 加昇	(6ヶ月に1回を限度)	(6ヶ月に1回)	(6ヶ月に1回)
退居時情報提供加算	250 単位/回	2,535円	254 円
退院・退所時連携加算(要介護のみ)	30 単位/日	9, 126 円	913 円
看取り介護加算(要介護者のみ)	最大 30, 108 単位	305, 295 円	30,530円
新興感染症等施設療養費	最大 1,200 単位	12, 168 円	1,217円

- ・当ホームの介護費は、1単位=10.14円です。「高額介護サービス費」として、自己負担の上限額(月額)が140,100円と定められています。
- ・ADL 維持等加算は、ADL の維持または改善の度合いが一定の水準を超えた場合、(I)もしくは (II) のどちらか一方を算定します。
- ・夜間の看護体制については、別添の「重度化した場合における対応に係る指針」をご参 照ください。
- ・生活機能向上連携加算は、個別機能訓練加算を算定していない場合は、1 月につき 200 単位です。
- ・看取り介護加算は、最大額を記載しています。
- ・新興感染症等施設療養費は、新興感染症(新しく認知され、厚生労働大臣が認めた局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症)にご入居者が感染された場合、ひと月に1回、連続する5日を限度として算定します。
- ・上記に加え、介護給付費及び加算給付費の合計額に「介護職員等処遇改善加算(12.8%)」、 の自己負担分(1~3割のいずれか)をご負担いただきます。
- 介護保険に係わる利用料は非課税です。
- ・介護保険法令等の変更があった場合には、当該利用料を変更します。
- ・その他に必要な月額利用料
 - -暖房料(金額は居室タイプにより 1,650 円~4,290 円/月・税込)
 - -電話料(基本料+使用料)
- -冷房料(介護居室のみ 金額は居室タイプにより 1,210 円~1,870 円/月·税込)
- -上水道料(基本料+使用料) -給湯料(基本料+使用料) -下水道料(使用料)

特定施設入居者生活介護における人員配置が手厚い 4 4 0 万円(前払い、税込) 場合の介護サービス(上乗せサービス) 長期推計に基づき、要介護者

440万円(前払い、税込) 長期推計に基づき、要介護者等2人に対し週 37.5時間換算で介護・看護職員を1人以上配 置するための費用。

(前払金(入園金)の受領)

- ○前払金(入園金)は、次の入居一時金、介護金、健康管理金から構成されます。
- ① 入居一時金(居室タイプにより異なる)

土地の取得費、建設費、借入金利息等を基礎とし、平均余命を勘案した想定居住期間(15年)等に係わる家賃相当額に、入居者が想定居住期間を超えて継続して居住する場合に備えて受領するものとして合理的に算定した金額を加算した額。 (詳細については、別添の「入居一時金の算定根拠について」をご参照ください。)

・1人入居の場合、1,894万円~4,224万円

して、合理的な積算根拠に基づくもの。

・2人入居の場合、「2人目入居一時金」として274万円が加算されます。

算定根拠

- ② 介護金 440万円(税込、入居者1名につき) 長期推計に基づき、要介護者2名に対し週37.5時間換算で介護・看護職員を 1人以上配置するための費用。
- ③ 健康管理金 616 万円(税込、入居者 1 名につき) 費用設定時の長期推計額は、協力医療機関「ニッセイ聖隷クリニック」の24時間健 康管理体制を維持するための人件費、年2回の定期健康診査、年10回の簡易健康 診査のための費用、「ウェルネスクラブ ニッセイ・アーク西大和」の利用料と

*「ニッセイ聖隷クリニック」、「ウェルネスクラブ ニッセイ・アーク西大和」は 入居者以外も利用する施設で、入居者の優先利用権はありません。

想定居住期間 (償却年月数)	180ヶ月(15年)
償却の開始日	入居日の翌日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合 に備えて受領する額(初期償却額)	4, 130, 000 円~7, 392, 000 円(1 人入居、入園金×1 4%)
初期償却率	1 4 %

入居後3ヶ月以内の契約終了

返還金の 算定方法

- ・入居開始日の翌日から起算して3ヶ月を経過するまでに契約が終了、または入 居者から解約の通告があり、入居開始日の翌日から起算して120日を経過する までに居室退去が確認できた場合には、居室明け渡し日の翌日から起算して6 ヶ月以内に受領済み入園金の全額を返還します。
- ・ただし返還にあたっては、下記の契約終了日までの施設利用料、原状回復のための費用、その他費用を差し引きます。

【施設利用料】

施設利用料 = (入園金×0.86÷180ヶ月)÷30日×入居日数(円未満切り捨て) ※入居日数は、入居開始日から契約終了日までの日数とします。

※2人入居の場合は、2人のうちいずれかにつき上記に該当し契約の一部を終了する場合、2人目入園金または追加入園金を対象として、算出します。

【原状回復のための費用 (入居者の責めに基づく場合)】

目的施設及び備品について汚損、破損、滅失、その他財団の承認を得ずに原状を変更した場合の原状回復のための費用。

【その他費用】

管理費(退去日まで)、食費、光熱水費、その他施設使用料等。

入居後3ヶ月を超えた契約終了

・想定居住期間(15年)内に契約終了した場合、以下の算定式に基づく額を 返還します。

返還金=入園金×0.86×(5479 日-入居日数)÷5479 日(円未満切上げ)

- ※1:入園金のうち、「想定居住期間を超えて入居契約が継続する場合に備えて受領する額」として合理的に算出された額(入園金の14%)は 非返還対象分となります。 (3ヶ月以内の短期解約特例制度が適用される場合を除く)
- ※2:入居期間が15年以上の場合は、返還金はありません。
- ※3:上記入居日数は、入居開始日の翌日から契約終了日の前日までの期間とします。
- ※4:2人入居の場合で、1人のみ解約となられた場合は、2人目入園金または追加入園金を対象とした返還金を返還します。ただし、2人入居期間が15年以上の場合は、返還金はありません。

)

前払金の 保全先

- 連帯保証を行う銀行等の名称
 信託契約を行う信託会社等の名称
 保証保険を行う保険会社の名称
- 4 全国有料老人ホーム協会
- 5 その他(名称:

7. 入居者の状況【2025年7月1日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	165人	女性	333人
年齢別	65 歳未満	6人	75 歳以上 85 歳未満	223人
	65 歳以上 75 歳未満	78人	85 歳以上	191人
要介護度別	自立	372人	要介護2	15人
	要支援1	22人	要介護3	2 3 人
	要支援2	27人	要介護4	15人
	要介護1	17人	要介護 5	7人
入居期間別	6ヶ月未満	25人	5年以上10年未満	134人
	6ヶ月以上1年未満	6人	10 年以上 15 年未満	119人
	1年以上5年未満	100人	15 年以上	114人

(入居者の属性)

平均年齢	82.38歳 (男性:81.79、女性:82.68歳)
入居者数の合計	498人
入居率**	(定員598人に対し) 83.3%

- ※ 1. 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。
 - 2. 入居募集一般居室362室に対し、入居済居室337室(93.1%)

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人	死亡者	44人
	社会福祉施設	0人	その他	3人
	医療機関	0人		
生前解約の状況	施設側の申し出	0人		
		(解約事由の例)		
	入居者側の申し出	3人		
		(解約事由の例)	自己都合による	

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口の名称		生活サービス課 課長
		(苦情処理担当者を定め、体制を整備。入居者からの苦情に
		は守秘義務を課し、速やかに対応。苦情を申し出ることに
		よる差別的な待遇は一切行いません。また、提案箱も設置
		しています。)
電話番号		0745-33-2200
対応している時間	平日	8:30~17:00
	土曜	_
	日曜・祝日	_
定休日		土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)

(利用者からの苦情に対応する上記以外の主な窓口の状況)

窓口の名称	① 奈良県国民健康保険団体連合会
	② 河合町 福祉政策課
	③ 奈良県 福祉保険部
	④ 公益社団法人全国有料老人ホーム協会
電話番号	① 0744-29-8311
	② 0745-57-0200

		3 0742-22-1101 4 03-5207-2763
対応している時間	平日	① ② ③ $8:30\sim17:15$ ④ $10:00\sim17:00$
	土曜	_
	日曜・祝日	_
定休日		① ② ③ 土日・祝日
		④土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1 あり	(その内容)
		サービス提供上の不注意によって当財団の責に帰すべ
		き人身事故、財物事故が発生した場合に備えて、「施設
		賠償責任保険」に加入しています。
	2 なし	
介護サービスの提供によ	1 あり	(その内容)
り賠償すべき事故が発生		事故対応マニュアルに基づく
したときの対応	2 なし	
事故対応及びその予防のため	1 あり	2 なし
の指針		

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見	1 あり	実施日	意見箱を常時設置し、開封は週1回			
箱等利用者の意見等を把握す		結果の開示	<u>1</u> あり 2 なし			
る取組の状況	2 なし					
	1 あり	実施日	2025年2月17日			
		評価機関名称	全国有料老人ホーム協会			
第三者による評価の実施状況			(機関名: 特定非営利活動法人			
第二年による計価の美胞仏代 			京都府認知症グループホーム協議会)			
		結果の開示	1 あり 2 なし			
	2 なし					

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1	入居希望者に公開
	2	入居希望者に交付
	3	公開していない

管理規程	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開
	2 入居希望者に交付
	3 公開していない

10. その他

運営懇談会	1 あり		(開催頻度)年	1 2	可(運営運	車絡会	等)
	2 なし						
	1 代替措置	あり	(内容)				
			· · · · · ·				
	2 代替措置	なし					
高齢者虐待防止のための取組	虐待防止対策検討	寸委員会	の定期的な開催	1	あり	2	なし
の状況	指針の整備			1	あり	2	なし
	定期的な研修の領	実施		1	あり	2	なし
	担当者の配置			1	あり	2	なし
身体的拘束等の適正化のため	身体的拘束等適宜	E化検討	委員会の開催	1	あり	2	なし
の取組の状況	指針の整備			1	あり	2	なし
	定期的な研修の領	 実施		1	あり	2	なし
	緊急やむを得ない	ハ場合に	行う身体的拘束を	その作	也の入居	者の行	う動を制
	限する行為(身体	本的拘束	等)を行うこと				
	1 あり	身体的	拘束等を行う場	1	あり	2	なし
		合の態	様及び時間、入居				
		者の状	況並びに緊急や				
		むを得	ない場合の理由				
		の記録					
	2 なし			1			
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する美	業務継続	計画	1	あり	2	なし
	災害に関する業績	务継続計	画	1	あり	2	なし
	職員に対する周知	田の実施		1	あり	2	なし
	定期的な研修の領	実施		1	あり	2	なし
	定期的な訓練の領	実施		1	あり	2	なし
	定期的な業務継続	売計画の	見直し	1	あり	2	なし

提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり (提携ホーム名:) 2 なし
有料老人ホーム設置時の老人 福祉法第 29 条第1項に規定 する届出 高齢者の居住の安定確保に関 する法律第5条第1項に規定 するサービス付き高齢者向け 住宅の登録	1 あり 2 なし 3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要 1 あり 2 なし
有料老人ホーム設置運営指導 指針「5.規模及び構造設備」 に合致しない事項	 あり なし サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、当該規定対象外
合致しない事項がある場合 の内容	
「6. 既存建築物等の活用 の場合等の特例」への適合 性	1 適合している (代替措置)2 適合している (将来の改善計画)3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指導 指針の不適合事項	1 あり 2 なし
不適合事項がある場合の内 容	

添付書類:別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)

「事業主体が奈良県内で実施する他の介護サービス」

別添2 (個別選択による介護サービス一覧表)

「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」

「介護に関するサービス一覧表」

「重度化した場合における対応に係わる指針」

「入居一時金の算定根拠について」

○有料老人ホーム入居契約に係わる重要事項説明の確認欄

説明年月日	(西暦)	左	声 月	日
目を受けた方	署名			<u> </u>
	署名			<u> </u>
説明者	署名			<u> </u>
		*	自署の場	号 合押印不要
<u>寺定施設入居</u> :	<u>者生活介</u>	護利用契	約に係	<u>わる</u>
説明者	署名			印
要事項の説明	を受け、	指定特定	施設入月	居者生活
(西暦)	年	月 日_		<u> </u>
入居者	氏名			印
)
した。				
	持定施 要 (西 家その) 大 原施 説 の (本) (本	持定施設入居者生活介 要事項の説明を受けた方 詩定施設入居者生活介 説明者 署名 要事項の説明を受けて、 (西暦) 年 入居者氏の他のにに なの他のにに	Re受けた方 署名	特定施設入居者生活介護利用契約に係 説明者 署名 要事項の説明を受け、指定特定施設入局 (西暦) 年 月 日 入居者氏名 次居者氏名 家 族(具体的にその他(具体的に

別添1 事業主体が奈良県内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			併設・隣接 の状況	事業所の名 称	所在地
<居宅サービス>			12.000	1.1	<u>I</u>
訪問介護	あり	なし	併設・隣接		北葛城郡河合町 高塚台1-8-1
 訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接	八四八和	
訪問看護	あり	なし	併設・隣接	訪問看護ステ ーション 西大和	北葛城郡河合町 高塚台1-8-1
訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接	奈良ベテル ホーム	北葛城郡河合町 高塚台1-8-1
居宅療養管理指導	あり	なし	併設・隣接	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	H W L T O T
通所介護	あり	なし	併設·隣接		
通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接	奈良ベテル ホーム	北葛城郡河合町 高塚台1-8-1
短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接		
短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接	奈良ベテル ホーム	北葛城郡河合町 高塚台1-8-1
特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接	奈良ニッセイ エデンの園	北葛城郡河合町 高塚台1-8-1
福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接	ニッセイせいれい 在宅介護サー ビスセンター ベル西大和	北葛城郡河合町 高塚台1-8-1
特定福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接	ニッセイせいれい	北葛城郡河合町 高塚台1-8-1
<地域密着型サービス>	U.	Į.		<u> </u>	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし	併設・隣接		
夜間対応型訪問介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型通所介護	あり	なし	併設·隣接		
認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし	併設・隣接		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		II. ## 15 ## ># A ##
居宅介護支援	あり	なし	併設・隣接	ニッセイせいれい ケアフ [°] ランセンター 西大和	北葛城郡河合町高塚台1-8-1
<居宅介護予防サービス>				<u> </u>	·
介護予防訪問入浴介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防訪問看護	あり	なし	併設・隣接	訪問看護ステーション	北葛城郡河合町 高塚台1-8-1
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接	西大和 奈良ベテル ホーム	北葛城郡河合町 高塚台1-8-1
	あり	なし	併設・隣接		1.4 X-11 - 0 1

介護予防通所リハビリテーション	あり	なし	併設・隣接	奈良ベテル	北葛城郡河合町 高塚台1-8-1
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	併設・隣接	ホーム	同場日1-0-1
介護予防短期入所療養介護	あり	なし	併設・隣接	奈良ベテル	北葛城郡河合町
71 10 7 10 7 10 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	0,7,7	0, 0	DIRC DISC	ホーム	高塚台1-8-1
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	併設·隣接	奈良ニッセイ	北葛城郡河合町
				エデンの園	高塚台1-8-1
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	併設・隣接	ニッセイせいれい	北葛城郡河合町
				在宅介護サー	高塚台1-8-1
				ビスセンター	
 特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	併設・隣接	ベル西大和	北葛城郡河合町
特尼月護子的倫性用具販允 	(A) 1)	なし	肝設 • 解按	ニッセイせいれい 在宅介護サー	高塚台1-8-1
				ビスセンター	
				ベル西大和	
<地域密着型介護予防サー	-ビスン	>			
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	併設・隣接		
介護予防支援	あり	なし	併設・隣接		
<介護保険施設>					
介護老人福祉施設	あり	なし	併設・隣接		
介護老人保健施設	あり	なし	併設・隣接	奈良ベテル	北葛城郡河合町
A 346 pts 245 mg/p pts (1, 3 mg	7. 10		D/ == = == == == == == == = = = = = = =	ホーム	高塚台1-8-1
介護療養型医療施設	あり	なし	併設・隣接		
介護医療院	あり	なし	併設・隣接		
<介護予防・日常生活支援					
訪問型サービス	あり	なし	併設·隣接	ニッセイせいれい	北葛城郡河合町
				在宅介護サー	高塚台1-8-1
				ビスセンター ベル西大和	
┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃	あり	なし	併設・隣接	~ ル四人和	
その他の生活支援サービス	あり	なし	併設・隣接		
	OJ 7	<u>ئ</u> ر	ハ KA PF1女		

別添 2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

	*2					2 /3 / IXE / ·	() ()		くの一見衣 なし	あり
ায় ১	足					- スサービ	ス		74.0	
		満費で、実施	iするサービ	四川 サンバ					備	考
		護費で、実施ス(利用者・	部負担※1)	(利用者が	至領負担)	包含*2	都度※2	料金※3	詳細は「介護に関する	サービス一覧表」を参照
介	隻サービス									
	食事介助	なし	あり	なし	あり	0				
	排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり	0				
	おむつ代			なし	あり		0	実費	自己負担	
	入浴(一般浴)介助・清拭	なし	あり	なし	あり	0				
	特浴介助	なし	あり	なし	あり	0				
	身辺介助(移動・着替え等)	なし	あり	なし	あり	0				
	機能訓練	なし	あり	なし	あり	0				
	通院介助	なし	あり	なし	あり	0			協力医療機関・指定病院	え・紹介医療機関(県内)
生	舌サービス									
	居室清掃	なし	あり	なし	あり	0				
	リネン交換	なし	あり	なし	あり	0				
	日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	0				
	居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり	0				
	入居者の嗜好に応じた特別な食事			なし	あり		0	実費	自己負担	
	おやつ			なし	あり		0	実費	自己負担	
	理美容師による理美容サービス			なし	あり		0	実費	自己負担	
	買い物代行	なし	あり	なし	あり	0			1日延べ1時間以内の利	刊用区域
	役所手続き代行	なし	あり	なし	あり	0				
	金銭・貯金管理			なし	あり					
健)	東管理サービス				_					
	定期健康診断			なし	あり	0			年2回定期健康診査、年	F 10 回簡易健康診査
	健康相談	なし	あり	なし	あり	0				
	生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり	0				
	服薬支援	なし	あり	なし	あり	0				
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	なし	あり	なし	あり	0				
入	退院時・入院中のサービス									
	入退院時の介助	なし	あり	なし	あり	0			協力医療機関・指定病院	院・紹介医療機関(県内)
	入退院時の同行	なし	あり	なし	あり				同上	
	入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり	0			同上	
	入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり	0	<u> </u>	İ	同上	

^{※1:}利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割又は3割の利用者負担)。

^{※2:「}あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

^{※3:}都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

介護に関するサービス一覧表 (介護予防特定施設入居者生活介護)(特定施設入居者生活介護)

介護の程度		自立 一時的疾病等で介護 を必要とする場合	軽度	中度		重度
介護保険制度による認定の区分		・非該当の場合	・要支援1,2の場合	・要介護1~3の場合		・要介護 4~5 の場合
	〇歩行	• 自力歩行可能	やや不自由だが自力で可	・歩行が不自由又は不可能		・ 歩行不可能又は不自由
身	 〇食事	・自力で可能	やや不自由だが自力で可	- 一部介助又は全面介助		・全面介助又は一部介助
体状	〇排泄	・自力で可能	・やや不自由だが自力で可	・一部介助又は全面介助		・全面介助(常時オムツを使用) 又は一部介助
況	O入浴	・自力で可能	・やや不自由だが自力で可	・一部介助又は全面介助		・全面介助(機械浴槽を使用) 又は一部介助
	〇衣服の着脱	・自力で可能	・やや不自由だが自力で可	・一部介助又は全面介助		・全面介助
介護を行う場所		一般居室	一般居室	一時介護室(静養室) 大態・状況によって一般居室 又は介護居室、		一時介護室 (静養室) 又は介護居室
		健康管理金と管理費の一部で	介護報酬及び健康管理金・介護	介護報酬及び健康管理金・介	介護報酬及び健康管理金・介	介護報酬及び健康管理金・介護
+	ナービスの区分	提供するサービス	金と管理費の一部で提供する	護金と管理費の一部で提供す	護金と管理費の一部で提供す	金と管理費の一部で提供する
			サービス	るサービス	るサービス	サービス
○巡回・昼間・夜間		必要に応じ随時 必要に応じ随時	必要二応じ油寺 必要二応じ油寺	3回/日(必要に応じ随時巡回) 3回/日(必要に応じ随時巡回))	必要に応じ随時 必要に応じ随時	3回/日(必要に応じ随時巡回) 3回/日(必要に応じ随時巡回)
〇見	守り	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時
	寝前•起床後					
	ービス 面、着替えの介助	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時
O家	-		<u>-</u>			
	濯・収納・布団干し	必要式に1回/週	必要式に1回√週	必要は13回/週	必要式は3回/週	必要式に3回/週
・居室清掃・整理 ・シーツ交換		必要」応じ1回/週 必要」応じ1回/週	必要 √応じ1回 ∕ 週 必要 √応じ1回 ∕ 週	必要 示じ 1回 / 週 必要 示じ 1回 / 週	必要 ぶじ1回/週 必要 ぶじ1回/週	必要 √応じ1回/週 必要 √応じ1回/週
・ クーラス探 ・ 衣類補修、衣替え		必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時
-	事関連					
·大 下	室西膳・下膳 食堂内での配膳・ 膳		¬ 必要に応じ随時 	□ 必要に応じ随時□ (原則はデイケアル―ムで対□ 応)	 必要に応じ随時 	¬ 必要に応じ随時 │ (原則はデイケアルームで対 │ 応)
• 水	療食等の提供 分補給 事の介助					
・食事中の見守り		必要に応じ随時(大食堂にて対 応)	必要に応じ随時(大食堂にて対応)	j	必要に応じ随時(大食堂にて対 応)	
O排						
・排泄介助・おむつ交換				¬ 必要に応じ 随時 		¬ 必要に応じ随時
- π°	ータブルトイレの準備・ 始末	必要に応じ随時	必要に応じ随時		必要に応じ随時	_
	浴等		·			
	浴中の見守り(大	必要に応じて3回/週	必要に応じて3回/週		必要に応じて3回/週	• • • • •
	場) Li	(大浴場こて対応) ¬必要に応じて3回/週	(大浴場こて対応) ¬ 必要に応じて3回/週	│ │	(大浴場こて対応) 「 必要に応じて3回/週	□ 3回/週
・清拭 ・入浴介助(一般浴槽)		□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	□ 仏安に心してる回/週□ (介護居室にて対応)	↑ 3回/週 (介護居室にて対応)	│ ┐ 必安に応じて3回/週 │ ┘(介護居室にて対応)	│ │ (介護居室にて対応)
	浴介助(機械浴槽)				• • • • • •	
〇身	辺介助					
	位交換	N	No. of the Contract	7	3. T	7
	内の移動	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ対応	必要に応じ随時	││必要に応じ対応
・衣類の着脱・身だしなみ介助				_		
	たしるが月 <u>期 </u>	·				
· 洗髪				□ 3回/週(介護居室にて対応)	□ 3回/週(介護居室にて対応)	□ 3回/週(介護居室にて対応)
• 髭剃り						
	腔等の衛生			必要に応じ随時		必要に応じ随時
(密度	響き・義歯洗浄等)					

〇通院の介助					
• 受診送迎	┐必要に応じ随時	□必要に応じ随時	□必要に応じ随時	┐必要に応じ随時	┐必要に応じ随時
• 受診受付	(ニッセイ聖隷クリニック	(ニッセイ聖隷クリニック	(ニッセイ聖隷クリニック	(ニッセイ聖隷クリニック	(ニッセイ聖隷クリニック
・受診付添い	□ 指定病院、紹介医療機関(県内))	□ 指定病院、紹介医療機関(県内))	□ 指定病院、紹介医療機関(県 内))	」指定病院、紹介医療機関(県 内))	□ 指定病院、紹介医療機関(県 内))
〇入退院時の送迎	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時
	(ニッセイ聖隷クリニック、指			(ニッセイ聖隷クリニック、指	(ニッセイ聖隷クリニック、指
	定病院、紹介医療機関(県内))	定病院、紹介医療機関(県内))	定病院、紹介医療機関(県内))	定病院、紹介医療機関(県内))	定病院、紹介医療機関(県内))
〇機能訓練	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時
	(原則、デイサロン「万葉」、又	(原則、デイサロン「万葉」、又	(原則、介護居室デイケアル―ム	(原則、デイサロン「万葉」、又	(原則、介護居室デイケアルー
	は介護居室デイケアルームに	は介護居室デイケアルームにて	にて対応)	は介護居室デイケアルームに	ムにて対応)
	て対応)	対応))		て対応)	
〇健康医療関連					
 服薬管理 	7	7	Τ.	7	7.
• 栄養相談 • 治療食等	心要に応じ随時	一心要に心臓時		必要に応じ随時	
相談			必要に応じ随時		心要に応じ随時
・栄養管理					
・脈拍・体温・血圧等の					
チェック 〇生活相談・助言・連絡	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	 必要に応じ随時
〇堅急時対応	必安に心し爬時	必安に心し他時	必安に心し他時	必安に心し心時	必安に心し爬時
・緊急通話通報装置	 必要に応じ随時	 必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時
O代行	名文である。	25女「こんじりだり	必要に応りたり	必要に応りたり	20女(これのの)
- 買物·処方受取り	 ¬ 必要に応じ	 ¬ 必要に応じ	¬ 必要に応じ	¬ 必要に応じ	→ 必要に応じ
· 役所手続	1日延べ1時間以内	1日延べ1時間以内	1日延べ1時間以内	1日延べ1時間以内	1日延べ1時間以内
• 日常支払代行·配達					
〇外出援助					
買物、散歩等の付添	¬ 必要に応じ	¬ 必要に応じ	¬ 必要に応じ	√必要に応じ	┐必要に応じ
・理美容店等の送迎	□ 1日延べ1時間以内	□ 1日延べ1時間以内	□ 1日延べ1時間以内	□ 1日延べ1時間以内	□ 1日延べ1時間以内
〇入院中の家事代行	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時
	1回/週	1回/週	1回/週	1回/週	1回/週
〇入院中の病院訪問	【手術前後等は必要に応じ随		【手術前後等は必要に応じ随	【手術前後等は必要に応じ随	【手術前後等は必要に応じ随
	時】(ニッセイ聖隷クリニック、		時】(ニッセイ聖隷クリニック、	時】(ニッセイ聖隷クリニック、	時】(ニッセイ聖隷クリニック、
	指定病院・紹介医療機関(県内))	指定病院・紹介医療機関(県内))	指定病院・紹介医療機関(県内))	指定病院・紹介医療機関(県内))	指定病院・紹介医療機関(県内))
〇健康管理等					
• 定期健康診断	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年	2回/年
	(定期健康診査)	(定期健康診査)	(定期健康診査)	(定期健康診査)	(定期健康診査)
	1回/月 / 6月 /	1回/月 (簡易健康診査、但し、定期健	1回/月	1回/月 (簡易健康診査、但し、定期健	1回/月 (簡易健康診査、但し、定期健
	(簡易健康診査、但し、定期健 康診査実施月を除く)	(間勿健康砂宜、但し、足期健 康診査実施月を除く)	(簡易健康診査、但し、定期健 康診査実施月を除く)	(間勿健康が宜、但し、足別健康) 康診査実施月を除く)	(間勿健尿診宜、但し、足期健 康診査実施月を除く)
- 健康相談 - 健康相談	尿診宜夫他月を除く) ¬必要に応じ随時	尿診宜夫他月を除く) ¬必要に応じ随時	東部宜夫他月を除く) ¬ 必要に応じ随時	尿診宜夫他月を除く) ¬必要に応じ随時	尿診宜美地月を除く) □必要に応じ随時
• 生活指導					
〇生活機能低下予防					
・運動器の機能向上				٦	٦
・閉じこもり予防・支		' 園のプログラムにそって実施	│ │園のプログラムにそって実施	 園のプログラムにそって実施	 園のプログラムにそって実施
援					
· うつ予防・支援		l i			
・認知症予防・支援					
・口腔の機能向上	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時
• 栄養改善	同上	同上	同上	同上	同上
○その他					
・園内・園外行事	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時

※上記の「介護を行う場所」は、一般的な場合の目安です。それぞれの入居者の状態に応じて、変更される場合があります。また、下表に「・・・・・にて対応」などと表示されている場合はその場所が「介護を行う場所」となります。

- ※状態・状況に応じてこの表を超えるサービスを提供する場合があります。
- ※介護居室・一時介護室(静養室)でのサービスは24時間提供されます。一般居室でのサービス提供時間は、原則として配下膳は7:30~19:00、その他のサービスは8:30~17:00です。緊急時対応は24時間サービスです。
- ※二人入居のうちのお一人が常時介護を必要となった場合、一時介護室(静養室)利用となります。
- ※一時介護室(静養室)が満床の場合は、介護居室を利用する運用を行います。
- ※指定病院とは、園の介護基準に則った「通院の介助」「入退院時の送迎」「入院中の病院訪問」の各サービスの対象となる下記の医療機関です。
 - 「奈良県西和医療センター」「奈良県立医科大学附属病院」
- ※紹介医療機関(病院・診療所)とは、ニッセイ聖隷クリニックから指定された奈良県内の病院・診療所を指し、「指定病院」と同様、上記介護サービスの対象となります。
- ※通院の介助、入退院時の送迎、代行、外出援助における介護基準を超えるサービスは、当財団が設置したニッセイせいれい在宅介護サービスセンターベル西大和店等でサービスを受ける事ができます。所定の利用料(実費)が必要です。
- ※おむつ代など消耗品の実費、レクリエーション等の実費は自己負担です。

重度化した場合における対応に係る指針

(特定施設入居者生活介護・夜間看護体制加算)

- 1. 当事業所は、同一法人(公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団)が同一敷地同一建物内に設置したニッセイ聖隷クリニックを協力医療機関としている。
 - 同クリニックは、当事業所の入居者の健康管理を目的として、24 時間体制で居室に設置されたナースコール(緊急通話通報装置)の対応等の業務を行っている。
- 2. 夜間についても、居室に設置されたナースコール(緊急通話通報装置)、及び電話、訪問等により入居者が直接に体調不良を訴えた場合、又は夜勤の介護職員の観察により入居者の体調不良が認められた場合は、同クリニック看護師による居室訪問を行い、状況に応じてクリニック医師の往診、クリニックへの入院、クリニックの夜間受診等の対応を行っている。また特に重篤な状態であるとクリニック医師が判断した場合には、外部の病院への緊急搬送などの対応を行っている。

奈良ニッセイエデンの園 入居一時金の算定根拠について

奈良ニッセイエデンの園では、家賃相当額について入居一時金方式を採用しています。 これは、厚生労働省の「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に定めるとおり、「終身にわたって受領すべき家賃相当額の全部又は一部を前払金として一括して受領するもの」で、その算定の基礎についても、同指導指針に定める次の考え方に従っています。

入居一時金=(1か月の家賃相当額×想定居住期間(月数))+(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額)

上記のうち「想定居住期間(月数)」と「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額」(以下、「想定居住期間等」といいます。)の具体的な算定方法は、厚生労働省が事務連絡(2012 年 3 月 16 日)で示した試算モデル等によります。

※算定に当たって、「想定居住期間」については、入居している又は入居することが想定される 高齢者(母集団)の入居後の隔年経過時点での居住継続率をもとに、全体の居住継続率が 概ね50%となるまでの期間を考慮して設定しています。

以下、当園の入居一時金の設定について、算定根拠をお示しします。

- 〇まず、ニッセイエデンの園の入居時年齢を男性 75 歳、女性 74 歳と見込み、上記の厚労省試 算モデル及び簡易生命表を使用して、男女別かつ年齢別の想定居住期間(償却期間)等を算 出しました。
- 〇この算出結果は以下のとおりです。

【想定居住期間】15年

【想定居住期間を超える費用の入居一時金総額に対する割合】 14%

- 〇当園ではこの結果に基づき、例えばAタイプの居室(入居一時金1,894万円)について、 以下の設定を行っています。
 - ・入居一時金の額 1,894万円 (1か月あたりの家賃相当額90,491円)(内訳)
 - ・非返還額 総額の14%(2,651,600円)
 - ※入居日の翌日から起算して3か月を超えた場合は返還しません。
 - ・返還対象額 総額の86%(16,288,400円)
 - ※想定居住期間内に契約が終了した場合、契約終了日から想定居住期間満了日までの 分を返金します。
- 〇1か月あたりの家賃相当額は、同指導指針に基づき、土地取得費、建設費、借入利息等を基礎として算定しています。(1か月の家賃相当額は「入居一時金×86%÷180か月」で算出できます。)
- 〇なお、入居一時金には、老人福祉法第 29 条で受領が禁止されている「権利金または対価性 のない金品の受領」に該当するものは含まれておりません。